第十二回原子力市民委員会

日時: 2015年2月23日(月) 13:00~16:30

場 所:日比谷図書文化館 スタジオプラス



Citizens' Commission on Nuclear Energy

〒160-0004 東京都新宿四谷 1-21 戸田ビル4階 (高木仁三郎市民科学基金内) Tel & Fax 03-3358-7064

E-mail email@ccnejapan.com http://www.ccnejapan.com

■目次
第十二回 原子力市民委員会 議事次第
第一部 "原発回帰政策"の諸相について
・原子力発電支援政策(総論)/座長 吉岡 斉さん・・・・・・・・・・1-1
・廃炉会計制度変更の要点/アドバイザー 金森 絵里さん・・・・・・・・1-6
・会計制度変更に関する補足/座長代理 大島 堅一さん・・・・・・・・・1-13
第二部 原発再稼働問題について
•「高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市」 開催報告 • • • • 2-1
第三部 その他
・原子力市民委員会 運営規則改正案・・・・・・・・・・・・・・3-1
・アドバイザーの推薦について・・・・・・・・・・・・・・・3-3
各部会からの報告
・第2部会:原子力市民委員会 ピアレビュー (第3章を中心に)・・・・・・3-4
第4部会:第4部会の今年度のテーマ/2014年度 活動記録・・・・・・3-7
参考資料(別紙):
・原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策(平成25年9月 総
合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業部会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係
る会計制度検証ワーキンググループ)

・原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について(案)(平 成 27 年 1 月 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専

門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ)

第十二回 原子力市民委員会 議事次第

日時:2015年2月23日(月)13:00~16:30

場所:日比谷図書文化館 スタジオプラス

第一部 "原発回帰政策"の諸相について

 $13:00\sim14:40$

[報告]

- 1. 原子力発電支援政策(総論)/座長 吉岡 斉さん(15分)
- 2. 原発の会計制度と電気料金からみる原発政策

/アドバイザー 金森 絵里さん (30分)

質疑応答(15分)

座長代理 大島 堅一さん (15分)

論点整理・ディスカッション (25分)
 休憩

第二部 原発再稼働問題について

 $14:50\sim15:50$

- 1. 原発再稼働政策と各地での CCNE の取り組みの報告 (30分)
- 2. 今後の展望、提言・公論形成などの検討(30分)

第三部 その他

 $15:40\sim16:30$

- 1. 運営規則の改定
- 2. アドバイザーの選任
- 3. 各部会からの報告

○事務連絡

以上

原子力市民委員会 第12回委員会 報告メモ

2015年2月23日 吉 岡 斉

[目次]

- [1] 原子力発電再建政策について (総論)
- [2] 原発再稼働への動きとCCNEの取り組み(再稼働PT)
- [3] 「原子力発電再建政策の現状と今後の展望(仮題)」目次構成(案)
- [1] 原子力発電再建政策について (総論)
- 1. 「原子力発電再建政策」とは?

「原子力発電再建政策」とは、合理的に達成できる範囲で、できるだけ多くの原子力発電所の再稼働を実現し、かつ将来にわたり原子力発電事業(関連する核燃料サイクル事業を含む)を、相当程度の規模で存続させることを目標とする政策を指す。 (エネルギー政策体系の中で、この目標は「自己目的化」している。)

この目標を実現するためには、電力会社の全面的な協力が不可欠である。電力会社の国策協力を確保するために、電力会社の抱える原子力発電に関するコスト・リスク(廃止措置、事故収束・復旧、核燃料サイクル等に関するものも含む)を、できる限り免除又は軽減する措置を講ずることが、「再建政策」の要となる。

- 2. 原子力発電再建政策の主要要素は、次の5つである。
- (1) 原発再稼働の推進
- (2) 原子力開発利用政策の再建(1) エネルギーミックス目標
- (3) 原子力開発利用政策の再建(2) 主要事業のロードマップ
- (4) 原子力開発利用政策の再建(3) 事業存続のリスク・コスト免除・軽減措置
- (5) 原子力開発利用政策の再建(4) 事業廃止のリスク・コスト免除・軽減措置
- ・ (1) は原子力規制委員会の所轄。 (2) \sim (5) は経済産業省(資源エネルギー省)の所轄。
- ・ (5) が大きな要素となったことが、今回の特徴。なお (5) は電力会社だけでなく、 立地地域も対象としている。
- ・福島原発事故の収束・復旧政策は、重要であるが、原子力発電再建政策そのものではないと考えられる。

- 3. 原子力発電再建政策の進捗状況は「難航」の一語に尽きる。
- (1)原子力規制委員会

安全審査の進捗状況は「牛歩のあゆみ」。

- 2012年9月、原子力規制委員会設置。
- 2013年7月、新規制基準施行、5電力会社、6発電所、12基の申請。
- 2014年9月、川内原発1・2号機設置変更許可。
- 2014年10月28日、薩摩川内市同意。
- 2014年11月7日、鹿児島県同意。
- 工事計画認可および保安規定認可の遅延により、いまだ起動前検査に入れず。
- まだ1基たりとも、法的に運転可能ではない(バックフィット不適合)。
- 2015年2月、高浜原発3・4号機設置変更許可(2番手)。
- (2~5)経済産業省(資源エネルギー庁)
- 2012年12月、安倍晋三内閣発足(民主党政権終焉)。
- 2014年4月、エネルギー基本計画策定。
- 2014年6月、原子力小委員会設置。
- 2014年12月、原子力小委員会「中間整理」発表(休会へ)。
- 2015年1月、長期エネルギー需給見通し小委員会設置。
- ・エネルギー基本計画(2010年6月)策定をうけて、原子力委員会は新大綱策定会議を設置(2010年10月)し、「原子力政策大綱」の策定作業に入ったが、福島原発事故の影響等により審議を中断し、「革新的エネルギー・環境政策」策定(2012年9月)の翌月、策定会議を解散。その後、原子力委員会の改組。
- ・エネルギー基本計画を原子力に関して詳細化した計画(「原子力基本計画」に相当)は、 策定のタイミングを逃した。2006年7月の通称「原子力立国計画」(2007年エネルギー基本計画を先取り)の後継計画策定は、新原子力政策大綱決定後と見られていたが、 政策大綱の中止により宙に浮いた。
- ・2014年4月のエネルギー基本計画は、エネルギーミックス目標(2007年、20 10年には示されていた)も、主要事業のロードマップも、ともなわないものだった。原 子力発電も核燃料サイクルも全て推進という方針を抽象的に示したにとどまる。
- ・その内容を具体化するものとして2014年4月、エネルギーミックス小委員会(仮称)と、原子力小委員会を設置する方針を、経済産業省(資源エネルギー庁)は立てた。
- ・出来たのは後者(原子力小委員会)のみ。エネルギーミックス目標は審議の対象外。
- ・エネルギーミックス目標は年内に定め、3月までに温室効果ガス削減目標を作り、FC CC (Framework Convention on Climate Change) 事務局に送るというスケジュールを、 経済産業省は立てていたが、空振りに終わった。
- ・原子力小委員会は2014年12月に「中間整理」を出した。(3)(4)(5)について具体的な方針が示されるものと予想されたが、結果的には空振りに近い。
- (3)は検討すらされなかった。将来的にも、なかなか復活は難しい。
- ・ (4) (5) についても具体的な措置を示すものがわずか。再処理への拠出金方式の導

入(発生者たる電力会社の有限責任化)や、価格差補償金(伝統的な呼称)の導入(英国をまねてFIT-CfD Contract for Difference 差金決済取引と称する。)も、方針としては書かれなかった。

- ・9項目ごとに●が5~10項目程度つずつ付いて、●丸は多数意見だという意味らしいが、それもはっきりしない。内容的には事務局の見解を書いている。その後ろに各委員の代表的意見を並べていて、中には●丸の意見に反するものもあり、全体として両論併記的なもの。決議も採決も取らず、パブリックコメントもやらなかった。中途半端なかたちで休会となった。
- ・エネルギーミックス目標については、2015年1月に長期エネルギー需給見通し小委員会が設置されたが、中身のあるエネルギーミックス目標はできない可能性が高い。
- ・「エネルギーミックス見通し」には慣行上、再稼働する原子炉の発電所名・号機名のリストや、新増設する原子炉の発電所名・号機名のリストを記さねばならないが、それについて電力会社をはじめ利害関係者たちの同意が得られそうにないため、身動きがとれない状態にあるものと考えられる。従来方式を改め、具体的な発電所名・号機名のリストを付けることを断念する可能性が濃厚である。
- ・電力自由化については、できる限り改革ペースを遅らせる方向が、明確となっている。 経産省は電力自由化を、みずからの力では抵抗し得ない方針と考え、緩やかに進める以外 の選択はないと判断している。今の電力体制を温存しつつ、電力自由化を原発のために最 大限利用しようとしていると考えられる。それによって競争が生まれるため、原発関連費 用は新規参入を含むすべての電力会社に負担させて、電力自由化を原発に有利に使おうと している。かつて経産省は地球温暖化対策も進めたくなかったが、京都議定書ができたた め、それを原子力に最大限活用した。電力自由化でも同じようなかたちで活用しようとし ている。
- ・「行政がもたもた(ぼやぼや)している」状況は明らかである。強い政治的介入も、現在は無理にしても、将来的にあり得ないことではない。

[2] 原発再稼働への動きとCCNEの取り組み(再稼働PT)

(見解・声明)

- 2014年7月9日「見解:川内原発再稼働を無期凍結すべきである」
- 2014年8月4日「川内原発審査書案に対する総合的意見」
- 2014年9月30日「声明:原子力規制委員会の存在意義が問われている」「「声明:

原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」

2015年2月1日「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」

(川内)

- 5月31日、自主的公聴会(川内)。
- 7月9日、再稼働無期凍結を求める意見書(9日東京。14日鹿児島)。
- 8月4日、川内原発審査書に関する総合的意見(4日東京、6日鹿児島)。
- 9月30日、原子力安全2つの声明(30日東京、10月6日鹿児島)。
- 11月20日、再稼働に関する記者レクおよび集会招待参加(鹿児島)。
- 12月3日、自治体アンケート結果発表と要望(鹿児島)。
- 3月以降、電力コスト(電気料金)問題と原発・再エネ(仮称)(鹿児島、福岡)。

(高浜・大飯)

- 2月1日、自主的公聴会(小浜)。
- 3月以降、滋賀県への働きかけ、京都府等での自主的公聴会開催。

(再稼働 P T の活動の「中間評価と展望」)

- ・年度末をめどに、ドラフトを作成し、議論する。(資料として一連の見解・声明や、実施記録などを添付する。)
- ・鹿児島・福井以外での核施設の立地点での取り組みについても検討する(福岡、愛媛、 青森など)。
- ・適合性審査を申請した原発(14カ所、21基、2015年2月1日現在)

九州電力玄海3、4号機、川内1、2号機

四国電力伊方3号機

中国電力島根2号機

関西電力高浜3、4号機、大飯3、4号機

中部電力浜岡4号機

北陸電力志賀2号機

東京電力柏崎刈羽6、7号機

東北電力女川2号機、東通1号機

北海道電力泊1、2、3号機

日本原電東海第二

電源開発大間

[3] 「原子力発電再建政策の現状と今後の展望(仮題)」目次構成(案)

1. 特集テーマ

(はじめに) 趣旨説明をする。アニュアル・レポートを毎年度末(又は4月)に発表すること。特集テーマと活動記録の2本立てとすること。

- (1) 原子力発電再建政策の5つの主要要素 (オーバービュー)
- (2) 再稼働推進政策への評価

原子力規制委員会への評価

新規制基準と適合性審査への評価

防災計画への評価

(3) 国家原子力政策への評価

エネルギー基本計画

原子力小委員会中間整理

その他(高レベル廃棄物等)

(4) 福島原発事故の収束・復旧政策への評価

(おわりに) 次年度の構想と抱負。

2. 活動記録

市民委員会全体、各部会・PTの活動記録(全体については $2\sim3$ ページ、各部会・PTについては1ページずつ、合計10ページ前後)。

ウェブサイトの詳細な情報は、いちいち述べない。

以上

廃炉会計制度変更の要点

2015年2月23日(月) 金森絵里(立命館大学教授) 原子力市民委員会 @日比谷図書文化館

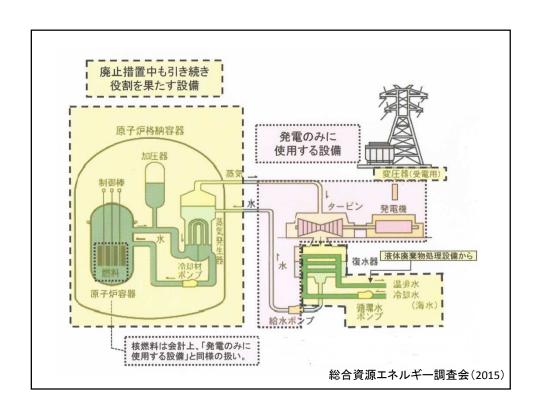
廃炉会計制度の変更

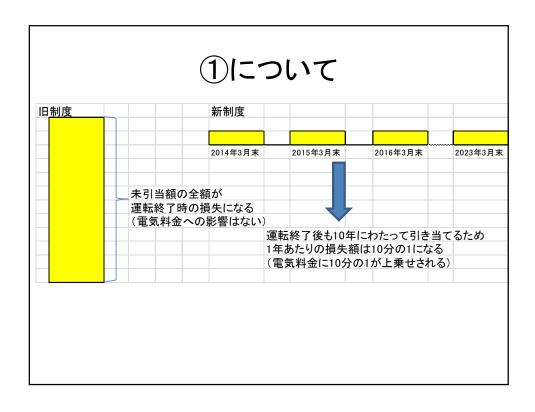
- 2013年9月「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業部会 電気料金審査専門 小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ
- 2015年1月「原発依存度低減に向けて廃炉を 円滑に進めるための会計関連制度について (案)」同上

2013年9月「対応策」の対象

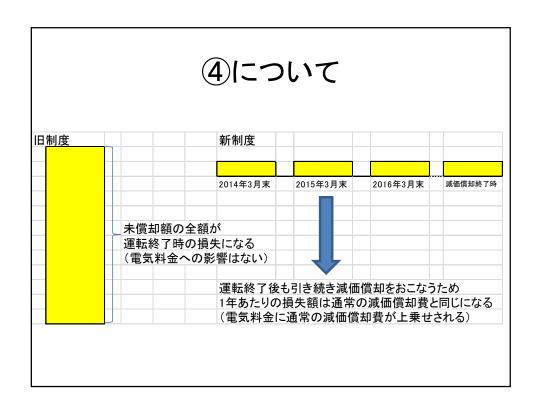
対象

- ・ ①原子力発電施設解体引当金の未引当額
- · ②核燃料資産の減損損失
- ③発電のみに使われていた原子力発電設備 の減損損失
- ④廃止措置にも使われる原子力発電設備の減損損失





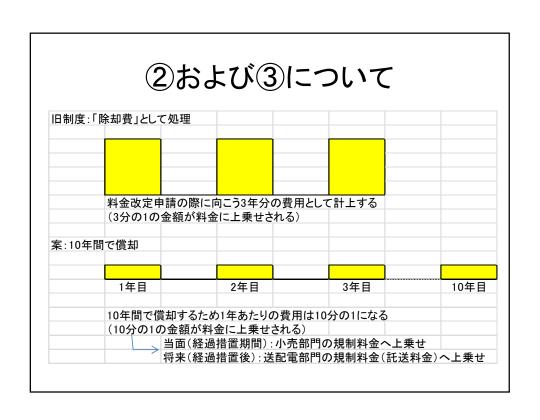
会社名	施設名 (出力単位:MW)	24fy末 経過年数	24fy末 未引当額	※設備利用率 76%を達成して いた場合の未引	会社名	施設名 (出力単位:MW)		24fy末 未引当額	(単位:億F ※設備利用率 76%を達成してい た場合の未引当
				当額	関西	美浜1号(340)	42		
北海	泊1号(579)	23				美浜2号(500)	40		
道	泊2号(579)	21				美浜3号(826)	36		
	泊3号(912)	3	476			高浜1号(826)	38		
	合計		828			高浜2号(826)	3		
東北	女川1号(524)	28				高浜3号(870)	28		
	女川2号(825)	17				高浜4号(870)	2		
	女川3号(825)	11			-	大飯1号(1,175)	34		
	東通1号(1,100)	1	52			大飯2号(1,175)	33		
	合計		1,524			大飯3号(1,180)	2		
東京	福島第一5号(784)	34				大飯4号(1,180)	20		
714734	福島第一6号(1,100)	33				合計		1,450	
	福島第二1号(1,100)	30			四国九州	島根1号(460)	39	49	
	福島第二2号(1,100)	29	223			島根2号(820)	24	4 237	2
	福島第二3号(1,100)	27	280			合計		287	2
	福島第二4号(1,100)	25	290			伊方1号(566)	3!	5 44	
	柏崎刈羽 1号(1,100)	27	31	239		伊方2号(566)	3	1 70	
	柏崎刈羽2号(1,100)	22	37	3 297		伊方3号(890)	18	296	3
	柏崎刈羽3号(1,100)	19	40	331		合計		411	4
	柏崎刈羽 4 号(1,100)	18				玄海1号(559)	3	7 36	
	柏崎刈羽5号(1,100)	22	34	5 303		玄海2号(559)	3:	2 65	5
	柏崎刈羽6号(1,350)	16	45	9 446		玄海3号(1,180)	15	9 297	3
	柏崎刈羽7号(1,350)	15	49:	3 462		玄海4号(1,180)	1	341	3
	合計		4,07	3, 451		川内1号(890)	2	142	2 1
中部	浜岡3号(1,100)	25	30	290		川内2号(890)	2	7 153	1
	浜岡 4号(1,137)	19		2 382		合計		1,036	1, 1
	浜岡5号(1,380)		75	681		東海第二(1,100)	3-	4 137	7
	合計		1,44		日本	敦賀1号(357)	4:		
北陸	志賀1号(540)	19	28		原電	敦賀2号(1,160)	2		7 2
	志賀2号(1,380)		67			合計		414	
	合計		95			(注)		•	

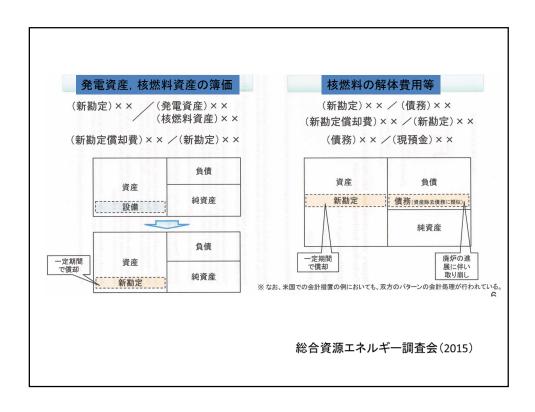




2015年1月「対応策」の対象

- 対象
- ・①原子力発電施設解体引当金の未引当額
- ②-1 照射済核燃料の減損損失・処理費
- ②-2 未照射核燃料の減損損失・処理費
- ③発電のみに使われていた原子力発電設備の減損損失(「発電資産」)
- <u>● ④廃止措置にも使われる原子力発電設備の</u> 減損損失





会計制度変更に関する補足

立命館大学国際関係学部原子力市民委員会座長代理

大島堅一

経緯

- ・ 電力システム改革の進行
 - 発送電分離→系統の広域運用
 - 電力自由化→電力市場の創設
 - →総括原価主義に基づく認可料金制度の撤廃
- 電力システムに関する改革方針(2013年4月 11日、閣議決定)
 - 2016年 小売の全面自由化
 - 2018~20年 料金規制の撤廃
 - →原子力事業のリスク拡大

2

電力システムに関する改革方針

特に、足下においては、原子力発電所の稼働停止等に伴い、一般電気事業者の事業収支や資金調達環境が悪化していることから、かかる状況の推移を踏まえ、事業者間の公平な競争環境の整備等、電気事業の健全な発展を確保しつつ、電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さない方策を講じる。

具体的には、送配電部門の中立性の一層の確保の 実施に際しては、今後の金融市場の動向等を踏まえる こととし、一般担保を含めた金融債務の取扱いや行為 規制に関して、必要な措置(経過措置等)を講じる。

電力システムに関する改革方針

電力システムが直面する構造的な変化の下で電力供給の効率性・安定性を確保するには、電力システム改革以外の他の政策的措置が必要となる可能性がある。こうした中、自由化後の電力市場において活発な競争を促す観点から、原子力政策をはじめとするエネルギー政策を含め、何らかの政策変更等に伴い競争条件に著しい不利益が生じる場合には、これを緩和するため、別途その必要性や内容を検討した上で、必要な政策的措置を講じる。

エネルギー基本計画

• 2014年4月閣議決定

燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に 大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産 が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、 優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。

5

エネルギー基本計画

このため、国は、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う。

原子力損害賠償制度の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置付け等を含めた エネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める。

1-14

原子力小委員会

- 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に新たに設置。
- 委員長:安井至
- 委員:委員長を含む21人。
- 専門委員5人のうち、3人が直接的な原子力関係者。
 - 豊松秀巳 関西電力代表取締役副社長執行役員·原子 力事業本部長
 - 服部琢也 日本原子力産業協会理事長(元東京電力副 社長)
 - 松浦祥次郎 日本原子力研究開発機構理事長

第3回以降の検討項目(2)

③競争環境下における原子力事業のあり方

- 1)電力システム改革によって競争が進展した環境下において、民間 事業者が原子力事業を行い、廃炉の円滑な実施、迅速かつ最善な 安全対策、安定供給といった課題に対応するためには、事業の予 見可能性が必要。どのような事業環境のあり方が望ましいか。
 - 一米国や英国等、先行して電力自由化と原子力利用を両立している国々から何を学ぶべきか。
- 2)事後的な規制変更等、事業者に帰責性がなく、予見できない損失・ 費用が発生した場合、どのように対応すべきか。
- 3)電力システム改革によって、今後、電力事業者が活発に競争することが期待される中、今後、東京電力福島第一原発を含む事故対応や核燃料サイクル事業など事業者の協業や相互扶助により成り立ってきた施策をどのように実施するか。
- 4) 電力システム改革によって、今後、創意工夫を活かした様々な<mark>私</mark> が可能となるが、原子力分野において、どのような対応をすべき

小売全面自由化(20 16年)、料金規制の 撤廃(2018年~20 年目途)を見据えて 速やかに検討し、可 及的速やかに施策を 実行に移す必要があ る。

第2回原子力小委員会(2014年7月11日)資料

8

画策されている新たな原発保護1

- 1. 廃炉にともなう損失
 - 原子力発電設備
 - 核燃料

電力会社の資産

→廃炉決定とともに一挙に<mark>損失</mark>に →これがなんとかならないか

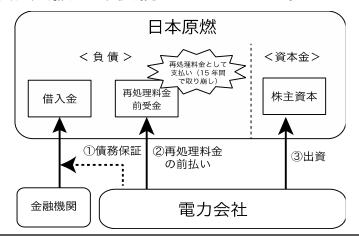


会計制度の変更

Ç

画策されている新たな原発保護2

• 電力自由化が進むと、電力会社による日本 原燃支援が今後続けられなくなる。



10

画策されている新たな原発保護3

- 損害賠償の有限責任化
- 現在の原子力損害賠償の原則
 - -無過失責任
 - 責任集中
 - 無限責任: 原発事故被害は青天井なので当然



有限責任化

損害賠償が限度額を超えれば、自動的に国民負担

第3回原子力委員会 資料第1-3号

原子力損害賠償制度の見直しに関する論点の例

原子力損害賠償制度の見直しに 関する副大臣等会議(第4回) 文部科学省提出資料

昨今の原賠制度に係る法律の附則及び附帯決議等において以下のような点について 検討を求められており、今後万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り 方の論点として考えられる。

I 原子力損害賠償に係る制度

- 〇 原子力事業者の責任の在り方
- 〇 国・他のステークホルダーの責任の在り方
- 〇 損害賠償措置額の在り方
- 原子力損害賠償法第3条第1項ただし書の免責事由(異常に巨大な天災地変)の 在り方

Ⅱ 簡易かつ迅速な被害者救済の手続

- 紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の在り方
- 被害者に対する損害賠償の仮払いの在り方

Ⅲ 原子力損害賠償に関連する事項

- 原賠制度について、<mark>被害者保護・原子力利用</mark>の観点でどのように 位置づけるか(目的・所管の在り方)
- 事故の収束等に係る国の関与及び責任の在り方

廃炉会計について

13

会計規則変更の背景

- 2013年 廃炉会計の変更
 - 直接的には、東京電力支援が目的。福島第一原発5,6号基の廃炉を従来通り行えば、原子力発電設備の一括償却、特別損失として計上すれば赤字に。
 - 解体費用の積立不足が表面化(全国の原発)
- 2014年 廃炉会計の変更
 - 廃止を決定すれば、発電用設備と核燃料の一括 償却が必要になる。
 - 電力会社の赤字が不可避。

14

会計と電気料金

- 電気事業会計
 - 電気事業のみに適用される特別な会計
 - 電気事業会計規則(通産省令)
- 電気料金
 - 規制部門(小口)の料金については総括原価主義
 - 一般電気事業者供給約款料金算定規則(通産省令)に よって、電気料金の原価に含める項目が定められている。
 - 電気料金の原価=営業費用+事業報酬 (レートベース×報酬率)
 - 会計規則と算定規則の双方を変更する必要がある。

15

まとめ

- 企業会計原則にもとづけば、本来、原子力発電設備の廃止にともない、資産は一括償却される。
- しかし、会計制度を変更(省令の変更)し、一括償却しない制度を構築する。これは、原子力のみの特別措置である。
- 会計制度の変更と同時に、電気料金制度(省令)の変更を行い、電気料金に含めて回収する。
- 規制料金撤廃後は、託送料金に含めて回収する可能性が高い。
- 原発の経営リスクを大きく軽減し、原子力を延命するための 措置としてとらえることができる。

16

「高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市」開催報告

報告者:原子力市民委員会事務局 水藤周三

原子力規制委員会が、関西電力高浜原子力発電所3・4号機について、設置変更許可申請の審査書を決定する見込みとなっていたことを受け、原子力市民委員会は、2月1日、福井県小浜市で「高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市」を開催しました。「自主的公聴会」の開催は、昨年5月31日の鹿児島県薩摩川内市での開催に続き、2回目となります。

原子力市民委員会はこれまで、再稼働については、公聴会や公開討論会のような、市民の声を聞く場がしっかりと確保されるべきだとの見解を示してきました。一方で、福井県の西川誠一知事は、川内原発を巡って鹿児島県が主催して開催した住民説明会すら、「県が主催して実施することは考えてはおりません」」として、県主催では開催しない方針としています。同様に、立地自治体である高浜町も、住民説明会は開催せず、原子力規制庁に作成の依頼をしているビデオ映像による説明をケーブルテレビで放送するのみとしています。また、原子力規制委員会の側も、説明会や公聴会の開催は「自治体からの要請が前提」として、自ら開催する方針のないことを明言しています。

そのため、原子力市民委員会は、高浜原発の立地・周辺の自治体の方々から、高浜原発再稼働 について、幅広いご意見をお寄せいただく場として、小浜市で自主的公聴会を開催しました。

「自主的公聴会」の中では、原子力市民委員会の「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」2を発表しました。

■日 時:2015年2月1日(日)13:00~16:00 (16:00より記者会見)

■会 場:小浜市勤労福祉会館 3階大ホール

■主 催:原子力市民委員会

■原子力市民委員会からの報告:

吉岡 斉『見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない』

大島堅一『経済と再稼働問題』

筒井哲郎『高浜原発設置変更許可の技術的問題点』

満田夏花『原子力防災計画および地元同意に関する問題点~川内原発から学ぶ~』 アイリーン・美緒子・スミス『高浜原発をめぐる避難計画の特徴と問題点について』

前半は、原子力市民委員会より高浜原発再稼働についての問題提起の報告を行いました。吉岡 斉座長は「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」の骨子を中心に説明を報告を行 ない、筒井哲郎規制部会長が見解の「別紙1:適合性審査が安全を保証しない技術的根拠」に関 連する説明、満田夏花座長代理が「別紙2:高浜原発の原子力防災計画および地元同意に関する 問題点」に関する説明を行いました。

また、大島堅一座長代理は「経済と再稼働問題」と題し、原子力発電の本来のコストとはいかなるものであるかの説明を行ない、再稼働が行われた場合と行われなかった場合の経済への影響の比較を行いました。原子力市民委員会アドバイザーのアイリーン・美緒子・スミス氏は、「高浜原発をめぐる避難計画の特徴と問題点について」と題し、高浜原発緊急時における自治体の避難計画の具体的な問題点について指摘し、会場からの意見を求めました。

¹ 福井県「知事記者会見の概要(平成26年10月24日(金)」 http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/kaiken/kaiken141024.html

² http://www.ccnejapan.com/20150201_CCNE_01.pdf

後半は、会場から、口頭および意見用紙による意見の表明と、原子力市民委員会のメンバーとのやり取りが行われました。口頭では、「UPZ が 30km 圏にしかなっていないのは現実を踏まえていない」、「地元や周辺の自治体や住民が再稼働に反対しきれない理由には、地元の原発依存の経済や雇用関係の問題があるということを考えて欲しい」、「原発ゼロが決定できないのは、国際的な背景があるのではないか。日米原子力協定の改定に対しどういう提案や動きをしていくべきか」、「総括原価方式が問題のあるシステムで、廃止が必要なのではないか」といった意見や質問が出されました。また、意見票では、「原子力規制庁・規制委員会の審査に問題が多くあることはよく分かったが、改善をしている点はあるのではないかと思うがどうか」、「地元同意について同意した議員や首長に事故が起きた時に責任を問える方法はないか」などと言った意見が出され、原子力市民委員会のメンバーが応答しました。

- ■口頭での意見発表された方・・・7名
- ■提出いただいた『ご意見・ご質問用紙』『アンケート用紙』の数・・・40枚 (一人の方がそれぞれ『ご意見・ご質問用紙』『アンケート用紙』を提出したものを含む)
- ■事前にe-mail にてお送りいただいたご意見の数・・・2枚

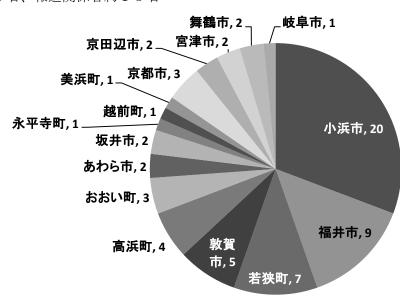




また、報道関係者が多く来場していたため、自主的公聴会の閉会後、報道関係者向けに記者会 見を開催し、原子力市民委員会としての高浜原発再稼働に関する現状認識や今後の活動方針など についての説明を行いました。

■当日の参加者:市民約70名、報道関係者約15名

小浜市	20
福井市	9
若狭町	7
敦賀市	5
高浜町	4
おおい町	3
あわら市	2
坂井市	2
永平寺町	1
越前町	1
美浜町	1
京都市	3
京田辺市	2
宮津市	2
舞鶴市	2
岐阜市	1
計	64



(参加者の住所は受付記録による。住所を確認できなかった参加者を除く。)

「高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市」にて寄せられたご意見

開催:2015年2月1日(日) 小浜市勤労福祉会館

まとめ:原子力市民委員会事務局

• 口頭でいただいたご意見 (要約)

1) なぜ自治体が避難計画を義務づけられるのか。台風や風災害、土砂災害であれば、自治体として、住民の安全を守る責任があるのでやらなければいけない。しかし、原発は、それ以外の発電方法がある。原発で利益を得る事業者が避難計画を策定し、住民がそれを評価して、運転の可否を判断させて欲しい。

岐阜県が、敦賀原発で福島第一原発と同程度の事故が起きた際の放射能拡散シミュレーションを行った。現実にある日時・地形などを考慮している。その結果、一番影響があるシミュレーションでは、年間 20mSv 以上の地域が岐阜県に膨大に広がって、80 万人ぐらいの人たちが避難しなければならない地域になる。それなのに、30km 圏の UPZ でいいのか。そうした現実を踏まえた上で政府は対応をするべきだと思う。

2) 地元や周辺の自治体、福井県内の自治体、商工会などの業者の方たち、影響範囲にある一般住民が、なぜ再稼働にきっぱりと反対しきれないか。その最大のネックになっているのが、地元の原発依存の経済や雇用関係に起因している。『脱原子力政策大綱』には、立地自治体の自立支援の項目が1頁弱しか述べられていない。方策の一つとして、国会議員の原発ゼロの会の「廃炉促進二法案骨子案」を言及にしているが、ぜひゼロの会などとも連携して、短期・中期・長期の実効性のある提言を、地元自治体や立地県に対して、経済的な側面から行って欲しい。『脱原子力政策大綱』の中には、非常の素晴らしい但し書きがある。「ただし、自治体に補助金を与えるだけでは、かえって自立的な発展を阻害する場合もある。あくまで自立的産業の促進、人材育成、地域再生の仕組み作り等を適切に促進し、地域の自立的発展を促すものでなければならない」。この通りだと思う。地元でも自戒の意味を込めてやっていきたい。

一方で、福井県には南北問題もある。80 万人の県民のうち、65 万人が北部。南部が若狭だ。そう したところにしわ寄せされて、そのことが原発を招いてしまった。

また、若狭の原発群は、関西の二府四県の大都市圏にばかり電気を送ってきている。関西のみなさんとも、若狭の歴史的な経緯と、今直面している経済的困難をどう救えばいいかということを、共に考えていただきたい。

3) 今、電力は余っている。原発の電気は安くない。しかも、安全性ということでも、ヨーロッパ基準からすると程遠い。我々の現場においては、賛成か反対かということで対立・分断させられていって苦しめられている。そういう中で、なぜ再稼働という動きになるか。その根っこの部分の膿をはっきりさせて、手術をしていくということが必要だ。

前の政権のときに、原発ゼロの閣議決定をしようとしたときに、それができなかった。その理由について、原発という言葉を使っているが、実際は、発電施設ではないということを受け止める必要がある。国際的な動きの中で日本の動きが決定されているということをはっきりさせなくてはならない。『脱原子力政策大綱』の中で、日米原子力協定ということに触れられている。2018年に改訂になるが、それに向けて、どういう提案をして、どういう動きをしていくべきかをはっきりさせていかなくてはいけないと思っている。

4) 常々、原子力の問題を考える際に、茨城県の JCO の臨界事故の総括がまだ全然できていないのではないかと思っている。原子力、とくに放射能が、いかに人間にとって制御できないのかということを考

えている。

経済的側面からすると、総括原価方式が非常に問題があるシステムなのではないかと思っている。 電力会社に認められている総括原価方式は、過剰投資に対するインセンティブになるのではないか。 アヴァーチ・ジョンソン効果とかX非効率の問題とか、いろいろな方面で指摘されているところは、 私もその通りだと思っている。原発が過剰投資の一環であることを踏まえると、総括原価方式の廃止 という方策が、一つの手段になるのではないかと思うが、どうだろうか。

5) 今現在、原子力発電がストップしているが、電力供給が止まるようなことはない。ということは、原 発は必要ではないと思っている。日本はそれなりに、なければないようにやっていくとか、節電をす るとかいったことができるはずだ。

大飯・高浜・美浜の各発電所を見学したことがあるが、もし事故が起きたらどうなるかということを、稼働するときにみなさん方がよく見て、もっと世論を形成していくことが必要なのではないかと思っている。

6) 小泉元総理は、フィンランドの核のゴミの処分場となるオンカロを視察した。核のゴミを処理する技術は確立されていない。小泉元総理は以前は原発推進派だったが、これでは原発を動かしている間は核のゴミがたまるばかりである、だから今は最大のチャンスで、即刻原発を廃止するべきだと提唱した。そして、細川さんと二人三脚で頑張っている。

核のゴミというと、使用済核燃料もあるが、どのようなものが溜まって、どういうものがゴミになるかということをわかりやすく説明していただけるとよいと思う。

7) 地元同意が5月とか6月とか言われている。その前に、大結集して、再稼働を認めないような動きを したいと思っている。なんとしても高浜3・4号機を止めるために、福井だけでなく、全国の仲間に 呼びかけた大集会を行いたいと思っている。どうしたら大きな集会を打って、意志を表すことができ るか、よい知恵をいただきたい。

・意見票・アンケート用紙にていただいたご意見

(事前に e-mail にていただいたご意見2件を含む。順不同。)

主に再稼働の是非に関するもの

- こんな基本的な事すら、確認できていない経済、技術、避難計画すべてにおいて中途半端、付け 焼き刃な企業側、国(行政)の対策にあきれている。万全をもってきちんと対応策をほどこした 上での再稼働検討であるべき。
- 今の命を大切にしない国、県、電力の元では絶対に反対。
- 3.11後、関東から京都に子供を避難させた身としても反対しております。
- 絶対反対
- 再稼働には反対している。
- MOX 燃料を使った危険な原発を動かすのは命に対して重大な危機だと思っています。電気発電以外の目的をもった(プルトニウム確保)再稼働であれば尚更の事、止めるべきです。再稼働には反対です。
- プルトニウム!!事故ったら北半球の生物、環境全滅します。5km とか 10km とか 100km とか 関係ない。福井地裁の判決が全て。圧力に負ける県と町にはまかせられません。高浜波力オーガニック発電所へ。

- 若狭町に住んでいますが、原発のある美浜や大飯、高浜にはさまれて、こわいことだと思っています。福井県は知事をはじめとして、再稼働なんてほんとにどんなことなのかわかっているんかと思います。安全だったらという言葉はもう信用できません。
- フクシマの汚染水はどうなっているのか。国民にしっかりと伝えられないと思います。この間、 私はセシウムだけでなく、いろんな放射性物質で汚染されていること、特にトリチウムは事故前 から日本国内全原発で流されてきたと知りました。プルトニウムは汚染水にどれだけ入っている かも知らされていません。そんな中で MOX 燃料を使う高浜原発再稼働は不安で私は反対します。
- 大反対です。
- 高浜原発再稼働に反対です。原発自体の危険はもちろん避難計画も成し得ていない。(複合災害・原発震災ではとても安全に逃げられません。)
- 大反対です。危険で処分できないゴミが残る。この理由だけでも再稼働は認められません。事故 が否定できないかぎり再稼働すべきではないです。
- 原発自体に反対。MOX 燃料を使うので危険。電気の為に乳幼児にヨウ素剤を準備してまでしなければならない原発はいらない。被曝労働者(ウラン鉱、運搬、原発)。
- 原発 0 で、夏も冬ものりこえられました。再稼働なしのままゆきましょう。MOX 燃料のこわさははかりしれません。ふるさとと子どもの未来のため再稼働はあり得ません。
- 再稼働はぜったいにしないでほしい。若狭に住む者として、子や孫が安心して生活し、自分たち の生をまっとうできる地としたいと思っている。
- 規制基準がこれほど大甘な状況で高浜原発再稼働は反対です。現在の化学や事業者の力では原発に何かあった場合、それを制御することは不可能です。又、使用済核燃料の処分方法が無い等、原発には、多くの大きな問題が内在する以上、全ての原発の再稼働に反対です。
- 福井県民書名を提出する際に、会の福井県世話人として「再稼働は人倫に反する」という趣旨の 諌言書を提出する予定です。
- 絶対に動かすべきでない。
- 高浜原発再稼働に反対します。福島第一原発事故がもたらした甚大な放射能汚染といまだに放射性物質の放出が続き、汚染水の増加と海洋への漏出が止められない実態をみれば、原発は事故原因の検証もできないコントロール不能な装置であることが分かります。

製造者自ら手に負えない装置となる<核>は、本質的に、人間存在を脅かすものです。誰もが~ 人間のみならず、全ての生き物が~穏やかに、命を全うする権利があります。

私たち人間は自然をコントロールできず、核もコントロールできないのですから、地震や津波、 火山噴火等による災害で全壊しても建物・装置の被害ですむものだけを利用すべきです。動植物 に放射能汚染をもたらす事故を防げない原発は利用してはいけない装置です。動かしてはいけな い装置です。

原発がなくても電力は足りている現状で、再稼働の必要性はどの原発にもありません。

経産省の電源構成将来案では、原発が 15%~25%となるようで、とんでもないことです。原子力 温存=核技術温存の考えを転換させるべく、原子力市民委員会の発言力を強めていただきたいと 思います。

主に地元同意や説明会・公聴会の問題に関するもの

■ 住民の合意を、ていねいにはかるべきだと思う。そのプロセスを明示し、国県のやっていること の比較を住民に示すと良いのではないか。住民へのアンケート企画もぜひやりたいですね。

- 地元合意について同意した議員や首長に賛成して事故が起きた時に責任を問えることができる何かよい方法はないでしょうか。
- 昨年、滋賀県内でメガソーラーの建設の許可をした際に、仲間が敦賀・美浜原発等で防寒の作業に従事した話を聴いた。既に H26 9/現在で「稼働」の方向に行政が動いている事が窺われる。 危険である。何としても再稼働を許さず、反対の声を強めねばならない。行政の指針など何も当てにならず、自力で活路を探せば、事業県外移動しか方法がないのか…?
- 説明会が開かれないのはおかしい。
- 国県が再稼働について少なくとも 10 回くらいのていねいな公聴会が必要。住民の理解の上での、 合意形成を推進する人たちは無視している。安全神話は、今なお動きつづけている。安全に関す る理解を得るために国県が努力するように活動したい。
- かなり難しい注文ですが、立地地元でも、このような公聴会が開かれることを望みます。
- 地震に対する安全性がすごく心配です。この分野での数回にわたる公聴会をやるべきです。国県はもうとうヤル気はないと思いますので、原子力市民委員会で主催していただければと願っています。

主に原発立地・周辺自治体の状況に関するもの

- 再稼働へ向けて地元自治体、民間業者、住民がきっぱりと反対できない最大のネックは、原発依存の経済・雇用問題である。(原発マネー・ファシズム…)
- 報告書の P.200「立地自治体の自立支援」に方策が記述されているが、その他の方策も検討されているか?
- 地元で「経済がダメになる」ということは、商売・仕事がやっていけなくなる(特にサービス業) ということです。いまの消費税増税、アベノミクスの影響も小浜市では「大飯原発が止まってい るから」と結び付ける人もおられます。それに私は明確に答えることができません。
- 経済について、全般的な話でしたが、立地地域の具体的な話を進めていくことが必要です。
- 福島県民のひとりから「あなた方には特別な支援は要りません。原発再稼働をしない事です。ただ、それだけです。」と言われました。
- 規制庁の再稼働許可基準の甘さと過酷事故に対する対処する管理システムや防災・避難計画が不十分である事、それにもかかわらず、認可する体質(組織)の危うさを感じます。高浜住民への原発依存の経済や雇用対策も何もない事(市民の選択するものがない事)が問題だと思っている。福島原発の現状と住民や企業の現状がもっと伝わり、原発0社会に向けた声を高める事が0に向けた計画に向かうと思っています。
- 原子力発電所による市・町の依存度の高さを考えると、大島先生が言われているように希望に満ちた社会ではないと思う。再稼働しても 40 年~60 年その後のことも考える事が必要だと思います。「今、明日、食べていくための策を何とかしてくれ!」この考え方に依存しないような思考だと思うのです。哲演先生が言われるように、電力を送ってきた関西との別経済的なつながりを強化されるべきかと。
- 原発立地地の自立ができないと、なかなか原発 0 とはならないと思います。できるだけ具体的な 廃炉のスケジュールや、必要な技術等を地元に示して頂けると有難いです。今のような政府で、「脱 原子力政策大綱」を実現していくにはどうしたらいいのでしょうか?我々ができることがあるの でしょうか?

経済の問題に関するもの

- 貿易赤字が増大すれば外貨準備高が減り、インフレがひどく国民生活が大変になるのでは?
- 経済学の現象面から原子力発電の再稼働が不要であることが良く理解できた。現在、火力が主であるが、真に原子力発電が必要であれば、戦時中の電力統制のように供給がストップするのではないかと思う。今、現在、そうなっていないのは、事故で原発がストップした時、それほど必要ではない気がする。呑気な発想であるが、必要は発明の母であるように、ないなりに過ごす、節電を心掛けていくようになるという日本社会の美徳がある意味残っていると思う。今が、廃炉の時期だと思う。大飯、高浜、美浜の各発電所を見学しましたが、確かに危険でしたね。稼働時に社会の現象面をよく見て「?」と思う世論形成がもっと必要だったと思う。
- むずかしい話はわからないだろうと思いながら出席しましたが、少しはわかるところもありました。私たちのところでは経済の問題がよく話題になります。今、原発関係で働いている人たちの仕事のことをきちんと保障することが第一だと思います。
- 「再稼働させないで!」の署名行動をしています。「電気代が上がるんじゃ、どうしてくれる」と 怒鳴られることもあります。それに対する対応などを易しく話していただき、とてもよかった。 中・長期的には考える大切さを再認識しました。嶺南に集中している歪み―そこに未来はない。 原発をなくす。そこに未来がある。それを追及していこうと思います。

主に避難や避難計画の問題に関するもの

- 高額な費用を費やして整備したスピーディーを今後使わないという事に非常に怒りを感じます。 3.11 の時飯舘村に高汚染が起きていることが示されていた。(実際には生かされなかったが)①本 当にスピーディーは予測するのに問題があるのでしょうか?②本当にムダだとしたらスピーディ ーに高い税金を費やしたことに怒りを感じます。スピーディーについて市民委員会はどのように 評価していますか?
- なぜ自治体が避難計画を義務づけられるのでしょうか。台風や河川、雷などの避難とは全く別のものです。原発で利益を得る事業者が作成し、自治体を住民が判断し運転の可否を判断すべきです。
- UPZ が 30 キロ圏内では狭すぎます。少なくとも 80 キロ圏が必要です。添付は岐阜県が実際の日時の天候と放出量、地形を確認したシミュレーションです。敦賀原発から 70 キロ・80 キロの岐阜県大垣市、岐阜市でも 20mSv/年-100mSv/年となる可能性があります。日本海側の原発は特に UPZ を 80 キロにする必要があると思います。
- 事故の際の避難のコストについて、避難する側、避難者を受け入れる側、それぞれどのくらいかかるか。そのコストは誰が支払うことになっているのか?同じように、防災訓練のコストはどうなのか。試算していただけるとありがたいです。

主に新規制基準や適合性審査に関するもの

- 嶺南まで来ていただき、ありがとうございました。原子力規制庁(委員会の審査に問題が多くあることはよく分かりました。一方で、規制庁も改善をしている点はあるのではないかと思います。 今後もきちんと規制がなされていくために、批判ばかりでなく、評価することもした方がいいのではないかと考えます。原子力市民委員会として、批判と評価、両方していく意向はありますでしょうか?
- 今日のタクシーで高浜原発を見に行ったところ、運転手さんから立地しているのはカルデラの跡

で火山が隣接しているときいたのですが本当でしょうか。

- 規制委員会はコアキャッチャーと同程度の設備を事業者に求めているから大丈夫と小浜で言っていたのですが、とても過酷事故のスプレイリングではそのかわりとは思えない。素人でも分かるようなその場しのぎの規制で、過酷事故対策シナリオとしているような規制委員会の存在は福島事故以前よりヒドイと思う。
- 高浜原発の再稼働は認められません。国・規制委員会は福島第一の事故原因の究明と遅延している汚染水対策に全力を挙げるべきです。規制員会の審査は、再稼働を前提に、現存の施設に可能な手直しをすることの評価をしたににすぎません。シビアアクシデントが発生した時に溶融核燃料を受け取るコアキャッチャーの設置を義務づけるなど諸外国で規制している手段さえ命じていません。田中委員長は「この審査書が安全を保障するもので無い」と言い、首相はじめ高官は規制委員会は安全としたと責任回避している。福井県は原発が林立している、どこかで放射漏れ事故が起こった場合に近傍の原発が基準書にかかれた対策が実行できる保証はない。しかも、地域住民の避難対策、琵琶湖を控えた京阪神の上水に対する安全策はなんら示されていない。こんな状況での再稼働はあり得ない。地域経済には将来性のある自然エネルギー開発を優遇すべきである。

その他原子力問題に関するもの

- もともと原発を立地する際、原発を何年で廃炉にするという取決めがあったか?確か、30年ということであったと思うのですが…。事業者は一応は廃炉の年数を考慮に入れて、積立をしていたのではないか?もしそうであるなら、どういう理由で、どういう課程を経て、40年という数字が出て来ているのか?又、それによって炉は、耐えることができるのか?
- 廃炉に必要な技術等は、現在、日本で確立されているのか?もしある程度確立されているのなら、 具体的に立地地元に必要な技術や産業について、アドバイスしていく必要があるのでは。
- 省エネ等で CO2 排出は変えられないと云うが、少なくとも化石燃料の消化分の差があるのでは?
- 3月11日に仮処分の第2回審尋が福井地裁であります。裁判所の決定がこの国の原発の未来を握っているとも言えます。私は申立人としてこの裁判の決定にかけたいと思っています。
- この説明の内容が参考になりました。「安全保障の重要性」の主張が幅を利かし始めているようですが、私見では原発のような大規模施設ではなく地域分散型エネルギー体制が「安全保障上」強力であり、最も有効だと思います。
- 原発の必要性を全く感じません。檀家 4 軒の小寺院ゆえ、アルバイトの副業を多く経験していますが、関係する企業の操業の為に昼夜過度の電力消費が為され、悪循環が止まぬ現状に憂慮もしています。ISO 云々と説く以前に自社から先ず態勢を変えよよ意見したい処ですが、労働者の弱さもあり叶いません。現状休業中の原発を様々な憶測抜きで「廃炉」の方向に転換し、雇用を増やし、起業も支援し廃炉ビジネスの発展を望むところです。アルバイトに解体作業があれば喜んで応募しますが、国全体が「現状維持」を放棄し「原発絶滅」の声を挙げねば意味がない。微力乍ら、電気に依存しないつつましい生活を続けていくしかありあせんかね~。
- 日米原子力協定について学ぶ必要があると考えていました。本日、吉岡さんから言及がありました。 た。
- 「原発ゼロ社会への道」P.120 放射性廃棄物について。国民的議論の期間中、日本原子力機構やその他の研究機関は他の選択肢について検討を進めるべきとあります。しかし、その機関は自立した組織であることが前提です。前記の組織は結論ありきの組織です。さらに、研究する場所はど

こにあるのでしょうか。岐阜県瑞浪の地下研は 20 年の約束で 1996 年から高レベル処分研究をしています。しかし、現実には 1986 年から高レベル処分研究を行い、地下研建設の予備研究を 9 年間、住民に黙ってだまして実施していました。岐阜県の住民も岐阜県も 2019 年度までには地下研究をやめるよう強く求めています。原子力市民委員会はどこで誰がどのように研究するのかも含めて、過去の経緯も踏まえて岐阜県民や岐阜県の方向と異なった方向をださないよう、ご検討ください。

原子力市民委員会や自主的公聴会についてのご意見

- 質問者の時間を制限することは会を運営する上で大切だと思います。それだけに、出席メンバー の講演も時間通りにすると良かったかなと思います。
- 政策や議会への期待は理解できるが、安倍政権が進める強権的な国家体制となった場合どうする かを考えているのでしょうか?
- 来るのに勇気がいりましたが来て本当に良かったと思っています。公聴会が福井で開かれる予定がないことを初めて知りました。
- 難しいと思いますが、再稼働に賛成あるいは反対を表明できない地元の方々の声、気持ちをおう かがいできればと感じました。
- 様々な角度から議論があって、勉強になりました。
- 非常に有意義で触発された。危機意識を強めねばならない。福井県が最もゆるい態勢であることを自分も度々痛感しては、周囲の人と対話からも広めてゆきたい。
- 本日はお越しいただき、ありがとうございました。脱原発の方々でも、立地地域に足を運び、立地地域の現状を知ろうとする方は少ないので、まずはお礼申し上げます。
- 発言者の話が長すぎることが多かった。タイムマネージメントは公聴会の基本だと思う。
- 避難計画、地域経済、アメリカとの関係、料金設定においての特殊性、廃棄物問題。いろんな意見と回答が聞けて良かったです。これをきちんと広報し、地元市民へ伝えてほしい!!
- このような場を数多く開いていただき、自治体職員や議員に情報提供することが大切だと思います。
- 限定された地域の問題としてではなく、利害関係を抜きにした問題点として広く考える機会としての発展性をもってほしいと思う。
- 本来なら公的に実施すべき本会に感謝している。また貴会の存在が県民に周知していないのではないか。
- 厳しい目で見ると、良い活動をされているし、内容もすばらしいのですが、同じ顔ぶれである事が残念です。福島事故は終わったかの様にジャーナリストも発信しないようになり、人々の生活も遠い事の様に受けとめていると感じる、この頃です。どう広げるかが大きな課題と思います。 又、小浜で開催して下さった事に心より感謝します。
- 原発のコスト、高浜原発の技術的問題がとてもわかりやすく勉強になりました。避難についてとても具体的でわかりやすかったです。高浜 MOX 燃料の持っていき場がないというエネ庁の回答を教えていただきました。
- このような場を数多く開いていただき、自治体職員や議員に情報提供することが大切だと思います。公聴会を開いていただいて感謝しています。中嶌さんがおっしゃったように、立地自治体の現状はそこに住んでみないとわからないことばかり…。敦賀で開催したら市民は何人くるか…多

分少ないだろう…。

- 各講師の先生の話はわかりやすかったです。地元の哲演さんの話と地元支援の方法についてさらに実効が上る方向へ行ってほしい。
- 私には「この会に参加してお話を聞く」ことくらいができることの最大です。(何もできない…) いろいろ活動して下さる方々、ほんとうにありがとうございます。心から敬意を表します。
- 科学的に市民の立場に立ってくださる団体があることは希望です。ありがとうございます。
- 上記の理由で、中嶌様等のお話が身にしみました。今後の原発ゼロ行程プロジェクトに大変興味があります。そうした感想を持ちました。今日は貴重な会をありがとうございました。
- 幅広くご活躍ください。本日のような勉強会を福井で続けていただけるとありがたいです。
- 公聴会に度々行って広く市民に知らしめて欲しい
- 以前から、貴委員会の動きに関心をもっていましたが、福島以外の立地地域の問題への取組がなかったので、連絡を取ることもしていませんでした。他にも、東京や京都の脱原発の方々にも再さん働きかけて来ましたが、親身に考えて動いてくれる方はなかなかありませんでした。地元は地元で、自立のための動きはかなり出て来ています。是非、具体的な支援をしてほしいです。それがあって初めて地元民は脱原発派の方々の意見に耳をかたむけると思います。
- 政府や事業者を批判するだけでなく、過激な反原発運動団体をいさめるような取り組みをしてほしい。「公論形成の場を」というが、不規則発言をくり返したり、暴れてみたりして会の進行をじゃまするようなことが薩摩川内市でもあった。大飯再稼働の時もそうだったが、あれでは行政も公聴会を開こうと思わないだろうし、一般市民も怖くて参加できない。反原発ありきの会では、人々もうんざりして集まらない。まず話し合う姿勢を、原発推進も反対もつくるべきだと思う。そういったことも市民委で話し合ってほしい。
- 今日は時間が短かくまとめられていて、他方面の話を聴くことができて良かったです。しかし、 全方面まだ聞き足りない知りたい部分もあり、ゆっくりと時間をとった会議がこれからも開催される事を望みます。ありがとうございました。
- ガンガンやってください!!
- 座長がお話し下さったレポートをお待ちしております。
- 原発立地若狭で公聴会を開いていただきありがとうございます。
- いつも資料や情報に感謝しています。
- 1月26日の越前市の勉強会(Youtube)をみてから来ました。参考になります。この委員会の存在自体、まだ知られていないと思います。何かと、皆様に知ってほしいものです。
- 御活動、ありがとうございます。

原子力市民委員会 運営規則 (2015年修正案)

- 第1条(目的および名称) 2011年3月の東日本大震災による福島原発事故を教訓とし、脱原発社会の構築のために必要な情報収集、分析および政策提言を行うために、原子力市民委員会(以下「委員会」という)を設置する。
- 2 委員会の英文名称は、Citizens' Commission on Nuclear Energy (英文略称: CCNE) とする。
- 第2条(活動) 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - 1) 脱原発社会構築に向けた広範な議論の「場」の創設
 - 2) 「脱原子力政策大綱」の策定および、脱原発社会構築への緊急課題への随時提言
- 第3条(課題) 委員会では、主に次の課題についての情報収集、分析および政策提言を行うこととする。
 - 1) 東京電力福島第一原発事故の被災地対策・被災者支援に関すること
 - 2) 使用済核燃料、核廃棄物の管理・処分に関すること
 - 3) 原発ゼロ社会構築への具体的な行程に関すること
 - 4) 脱原発を前提とした原子力規制に関すること
- 第4条(委員) 委員会設立時の委員は、別表1の通りとする。
- 2 委員の定数は15名以内とする。
- 3 委員の任期は、就任年の翌々年の3月31日までとする。
- 4 委員は再任することができる。
- <u>5</u> 任期満了に伴う委員改選に際しては、第7条に定める各部会から委員候補者を推薦するとともに、 座長・座長代理・事務局長の合議により委員候補者を推薦することとする。
- <u>6</u> <u>委員の選任は、</u>委員会の過半数が賛成し、高木仁三郎市民科学基金(以下、「高木基金」という) 代表理事の同意<u>により決定する</u>。なお、任期途中で選任された委員の任期は、他の委員の任期と同様 とする。
- 7 各委員は、第7条に定める部会に所属することとする。
- 8 委員が心身等の故障のため、委員としての役割を果たせないと認められる場合、または委員としてふさわしくないと認められる場合において、委員会の4分の3以上の賛成と高木基金代表理事の同意により、委員を解任することができる。その場合、委員には委員会の場で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第5条(座長及び座長代理) 委員会に座長1名及び座長代理若干名をおく。
- 2 座長及び座長代理は委員の中から互選された者がこれにあたる。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時はその職務を代理する。
- 第6条(委員会) 委員会は原則として月1回程度開催する。
- 2 委員会の定足数は委員の過半数とする。
- 3 委員会の議長は座長がこれにあたる。座長及び座長代理が委員会に出席できない場合は、あらかじめ座長から指名された者が議長にあたる。
- 4 委員会として決定が必要な事項は、特に定めがある場合を除き、出席委員の過半数でこれを決定し、 賛否同数の場合は、座長が決定することとする。
- 5 委員会の会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公開する。
- 6 座長は、必要があると認めるときには、委員会に委員以外の学識経験者、その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 第7条(部会) 第3条の課題に取り組むため、委員会のもとに以下の部会をおく。

- 1) 東京電力福島第一原発事故被災地対策・被災者支援部会(略称、福島原発事故部会)
- 2) 核廃棄物管理・処分対策部会(同、核廃棄物部会)
- 3) 原発ゼロ行程部会(同、原発ゼロ行程部会)
- 4) 原子力規制部会(同、原子力規制部会)
- 2 部会の改廃(新設、統合、廃止等)については、委員会で決定する。
- 3 各部会には、2 名以上の委員が所属することとし、所属委員のうちの1名を部会長とする。部会長は、部会に所属する委員の中から、部会の合議によって決定する。
- 4 部会には 10 名程度の部会メンバーおよびコーディネーターをおくことができる。部会メンバーおよびコーディネーターは部会長の推薦により委員会で決定する。
- 5 部会メンバー及びコーディネーターの任期は、就任年の翌々年の3月31日までとする。
- 6 部会メンバー及びコーディネーターは、再任することができる。
- 7 部会の会議は、部会長が招集する。委員はすべての部会に参加することができる。部会長は、必要があると認めるときには、部会メンバー以外の学識経験者、その他関係者などの出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 部会の会議については、議事録を作成し、公開する。部会の会議を公開するか否かについては、その都度、部会長が判断する。
- 第8条(アドバイザー) 委員会の活動に関し、必要な情報提供や助言を受けるため、アドバイザー をおくことができる。
- 2 委員会設立時のアドバイザーは、別表2の通りとする。
- 3 アドバイザーの任期は、就任年の翌々年の3月31日までとする。
- 4 アドバイザーは、再任することができる。
- 5 アドバイザーの任免は委員会で決定する。
- 第9条(事務局) 委員会の活動を円滑にすすめるため、委員会に事務局長及び事務局をおく。
- 2 事務局長の任免は、委員会の過半数の賛成と高木基金代表理事の同意により決定する。
- 3 事務局は、高木基金事務局におくこととし、連絡先などは以下の通りとする。

所在地 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル4階

電話/FAX 03-3358-7064 E-MAIL email@ccnejapan.com

- 第10条(費用) この委員会及び部会の開催に必要な費用は、高木基金が支給する。
- 2 委員、部会メンバーおよびアドバイザーは無報酬とするが、交通費等の実費相当額および会議参加に関わる日当を支給することができる。
- 3 前項の交通費及び日当の金額については、高木基金代表理事が別に定める。
- 第 11 条(改正) この運営規則は、委員会の過半数の賛成と高木基金代表理事の同意により改正することができる。
- 第 12 条 (定めのない事項) この運営規則に定めることの他、委員会の運営に関して必要な事項については、座長の同意の上で、高木基金代表理事が決める。

附則 この運営規則は、2013年4月15日から施行する。

2015年2月23日 一部改正

アドバイザーの推薦について

原子力市民委員会 座長 吉岡 斉事務局長 細川弘明

原子力市民委員会のアドバイザーとして、佐無田光さん(金沢大学経済学部教授)を推薦します。今年1月19日に開催された運営会議にて、座長代理の大島堅一さんから下記の推薦があり、運営会議としても同意しています。なお佐無田さんには、主に第3部会、立地地域の経済自立支援プロジェクトチームへのご協力をいただきたいと考えています。

なお、アドバイザーの選任については、「運営規則」第8条5項に、次のように定めています。

第8条(アドバイザー)

5 アドバイザーの任免は委員会で決定する

記

(大島座長代理の推薦文)

佐無田光 (さむた・ひかる) さん (金沢大学経済学部教授)

日本環境会議常任理事、日本地域政策学会

地域経済、地域政策を持続可能性(維持可能性)の観点から研究。これまで多数の研究業績があり、かつ人格的にも優れた尊敬すべき人物です。

以上

原子力市民委員会 ピアレビュー(第3章を中心に)

第2部会部会長 伴 英幸

鈴木達治郎氏(元原子力委員会委員長代理)	長野浩司氏(電力中央研究所)	定松淳氏(東京大学特認講師・社会学)	劉氏(九州大学大学院)
日本で初めての包括的脱原発政策提言書	脱原発を絶対的テーゼとしているが、脱原発以外の戦略との比較衡量を行って結論を出すべき		3章は、強い説得力を持つ政策提言だ。
の道は「原発の是非に関わらず必要な政策 分野」というカテゴリーでまとめてもよ	的だ。ただし、放射性廃棄物の観点からも脱原	ある点だから。三法交付金の急激な廃止では自治体の死活問題となるので、乾式 貯蔵に交付金の交付は認めてもよいのではないか。	が、社会主義的な感じが濃厚で効率低下 によるコスト高が心配されるので、シス テム内に子組織を作り競争環境を作り出
		学術会議の回答に沿い、さらに各電力圏 内での安定保管施設の建設が提案されているが、これが適切か議論のあるとこ ろ。。必ずしも都市住民の関心を呼ぶとは限らない。田坂氏は各都道府県が消費 電力量に応じて廃棄物を受け入れるとしている点、参考とするとよい。	
合」の作。市民に選択肢を示し、その評価 を経た上で、政策提言をするプロセスが必 要だった。	3-1-2) 暫定保管の場合のコスト考察を望みたい。六ヶ所使用済み燃料を各サイトへ返還することは「受益圏と受苦圏の分離」軽減につながるのか疑問。敷地内プール貯蔵を選択肢としているが、各原発には十分なスペースがない。物理的実効可能性について検証すべき。	国民的議論を喚起する、この流れが分か	
序章) 脱原発の負の側面も明示した上で、 維持するよりよいとの分析があった方がよ かった	3-1-4) 拙速に更地にするとの判断根拠が判然 としない。	地層処分モラトリアムについて推進派が 応じる条件は、原発の稼働を容認するこ とではないか。	

	3-1-5) 再処理事業撤退にともなう損失は同社 と同社の株主が負担する、には賛成できない。 再処理事業は国策の下に展開されてきたから、 負担の相当程度は国民全体で負担すべきと考え る。法定外普通税は総務大臣の同意が条件であ るから、	
いて、最も悩ましい課題である地元自治体との意見交換を行うべき。六ヶ所再処理も		
る。リスク学会などの専門家との議論を進めてほしい。今回の事故の教訓はリスク管理が不十分だったことの反省だと考えている。		
5章) 本来国民議論を要する。政策決定過程の改革が先である。	3-3) 核不拡散問題へのインプリケーションと 日本としての貢献可能性は重要な論点であり、 もっと詳細に論じて戴きたい	
の必要性を感じている専門家は多い。より バランスの取れた民主的で透明性の高い政	3-5) NDA設立に至る英国の過去の経緯も丁寧に論証し、教訓を読み取ることも望む。JNDAの法人形態、原資についての考察。再処理撤退時の返金にはタイムラグがあり、結果として不公平を生じる可能性がある	
	3-8) 最終処分立地活動について、現行施策が 有効である現状を新しい代替策に置き換えるの であれば、代替策の採用を後送りにして現行施 策を停止することは施策の空白状態を作り出す ことになり、好ましくない。	
	3-9) 現行の施策も3原則(汚染最小化、被ばく最小化、国民負担最小化)に基づいて考えられているはず。論証を望む。	

3-10) 日本が機微技術に関する特権を放棄することが国際的な核軍縮・核不拡散に対する貢献の最適な方法か?機微技術のコントロール能力の確保がそれ以上の貢献を提供できるのではないか、検証を望む。	
3-11) 核セキュリティの対象は核物質防護のみでなく、施設の破壊工作、情報の盗取への配慮もすべき。情報の隔離遮断はセキュリティー強化では必要不可欠。検討を望む。	
3-13) 人材確保の重要への言及、高く評価したい。原子力工学と脱原子力工学が大きく異なるとの主張に疑問。脱原発の教育は原発教育の裏返しではないのか。子どもたちの選択を確保すべき	

第4部会の今年度のテーマ

Rev.3 2015年2月18日 Rev. 2 2014年11月17日 Rev. 1 2014年11月03日 2014年10月21日 筒井哲郎

A. 第4部会のテーマ

- 1. 原子力規制に係る問題 川内原発・高浜原発をはじめとする再稼働を意図した各原発の 審査批判:審査書・工事計画書・保安規定などの検討
- 2. 原発差し止め訴訟に係る問題 各地の原発の訴訟支援: 大飯原発控訴審ほか
- 3. 原発安全研究 安全の考え方、地震・火山などの自然災害、
- 4. 福島サイトのウォッチ 福島事故原因調査、福島「後始末」計画、被ばく労働
- B. 横断的プロジェクトチームへの参加
 - 1. 原発再稼働問題
 - 2. 国際関係 (原発輸出·二国間協定)
 - 福島「後始末」の対案
 (計画書・工程表・提案書)
 - 4. 福島住民被ばく基準の問題

以上

原子力市民委員会 規制部会 2014年度 活動記録

2015/2/23 管

筒井・ 菅波

会議開催日	場所	議題	市民委員会の動き・発表文書	外部の動き	備考
			4月12日『原発ゼロ社会への道』発表 4月13日 脱原発フォーラム		
				5月21日大飯原発福井地裁判決	5月20日(火)第23回GKK
			5月31日 自主的公聴会in薩摩川内市		
6月4日(水)	四谷	1.情報共有 2.今年度の取り組み			
			6月9日第9回原子力市民委員会		6月17日(火)第24回GKK
			6月22日北杜市講演会第1回		
6月26日(木)	四谷	1.立地自治体・市民運動との関わり 2. ドイツの原発訴訟&福井地裁判決 3.滝谷原稿&舘野レポート 4.安全性の考え方			
			7月9日記者会見「見解:川内原発再稼働を無期凍結 すべきである」発表		7月8日(火)第25回GKK
7月28日(月)	さくら	1.川内再稼働審査書案の分析と意見表明の準備 2.安全問題と大飯原発争点の分析		8月15日川内原発パブコメ締め切り	
			8月4日川内審査書案に対して、鹿児島で記者会見	8月30・31日日本科学者会議「原発問題全 国シンポジウム」@金沢	7月30日(水)第26回GKK
				9月10日規制委、川内の審査書許可	8月18日(月)第27回GKK
			9月30日記者会見にて2件の声明発表 声明1「規制委員会の存在意義が問われている」 声明2「審査書を決定しても安全性は保証されない」	9月23日代々木公園で大集会	9月15日(月)第28回GKK
			10月6日鹿児島県庁で記者会見「原子力規制委員会 が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」 を発表		
			10月27日原子力市民委員会カフェ		10月7日(火)第29回GKK
			11月4日記者会見「再生可能エネルギーの系統接続 手続き『保留』問題に対する声明」発表 輸出問題学習会		
11月10日(月)	さくら	1.部会の今年度テーマ 2.新プロジェクト「福島後始末の対案」 3.川内「工事計画書」の内容	11月18日第11回市民委員会		
			11月20日鹿児島で記者レクと市民集会		
12月4日(木)	さくら	1.情報共有 2.放射性物質による汚染許容基準(提案) 3.福島「後始末」方法の対案(提案)			
1月12日(月)	さくら	1.高浜パブコメ対応 2.プロジェクトチームの課題について 3.部会協力者の検討		1月16日高浜パブコメ締め切り	
			1月19日被ばく限度基準会合	1月21日川内原発異議申立て意見陳述	
			2月1日自主公聴会in小浜市 「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」 を発表	2月12日高浜審査書許可	
2月18日(水)	さくら	1.高浜適合性審査、原発訴訟など情報共有 2.プロジェクト進行状況&規制部会年間総括 3.委員改選に向けた意見交換			